

昭和二十七年十二月二十三日受領
答 弁 第 一 四 号

(質問の 一四)

内閣衆質第一四号

昭和二十七年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

衆議院議員並木芳雄君提出国立立川病院改築に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員並木芳雄君提出国立立川病院改築に関する質問に対する答弁書

一 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第三百十一号）に基き、地方公共団体等に移譲の対象になっている国立病院の一般整備費は補助金として交付するよう予算措置が講じられているほか、坪当二〇〇円の維持費が計上されているが、国立立川病院については、本年度は坪当四〇〇円以上の維持費を示達し、緊急修理を必要とするものにつき整備を行っている。

二 国立病院の地方移譲は、当該地方公共団体と充分協議した上実施しているが、国立立川病院については目下東京都と協議中であつて、まだ具体的な結論に達していない。

なお、移譲対象の病院といえども維持運営上緊急やむを得ないものは整備しており、これを抑制していることはない。

右答弁する。